

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例第 1 条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（課税額）</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>5 0 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>5 0 万円</u> とする。</p> <p>3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>1 3 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>1 3 万円</u> とする。</p> <p>4 第 1 項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2</p>	<p>（課税額）</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>5 1 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>5 1 万円</u> とする。</p> <p>3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>1 4 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>1 4 万円</u> とする。</p> <p>4 第 1 項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2</p>

号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が10万円を超える場合には、介護納付金課税額は、10万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が50万円を超える場合には、50万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が13万円を超える場合には、13万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が10万円を超える場合には、10万円)の合算額とする。

号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が12万円を超える場合には、介護納付金課税額は、12万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例第2条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。</p> <p>2 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。<u>ただし、附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。</u></p> <p>2 略</p>